

内部統制体制構築の基本方針

当社は、会社法第362条4項6号、同5項および会社法施行規則第100条に基づき当社の内部統制体制構築の基本方針を以下のとおりとする。

1. 当社の企業理念、行動規範、企業行動指針、定款、取締役会規則など業務遂行に係る全ての規程、規則等（以下「社則」）は一体として、当社の内部統制体制を構成する。当社取締役会は社則が遵守されるよう図るとともに、企業活動に係る法令改廃あるいは社会環境の変化に従い、業務執行の効率性を確保しつつ当社体制および社則を適宜見直し、修正するよう努めるものとする。
2. 会社法第362条4項6号および会社法施行規則第100条1項各号に掲げる体制に関し、当社が整備すべき体制および社則との関連について次のとおり確認する。
 - （1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - （ア）取締役会規則など社則に従い、法定事項を含む一定の重要事項は、取締役会で審議のうえ決定する。
 - （イ）業務執行は、当社取締役会あるいは親会社の審議・決定に基づき、代表取締役社長のもと行う。かかる審議・決定に付されない案件・事項については、社則に定められた職務権限に基づき執行される。
 - （ウ）当社は倫理法令遵守を目的とするコンプライアンス委員会を設置し、総務部を所管部署として改善に向けた取り組みを行う。
 - （エ）当社は、法令の改廃を把握のうえ、適宜、当社体制もしくは社則を見直し、またはその他当社事業活動に反映する。
 - （2）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および社則に従い、取締役会議事録、重要事項に係る決裁書など一定の重要文書等は保存管理する。
 - （3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - （ア）一定金額以上の設備投資または事業投融資など重要案件については、当社取締役会で審議するほか、社則に基づきグループとしての観点より親会社の審査を受ける。
 - （イ）業務執行において、代表取締役社長または担当取締役がリスク管理上の課題を洗い出すことに努め、個別の重要なリスク課題については、必要な都度、取締役会で審議する。
 - （4）当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - （ア）当社は、J F Eスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに、当社

および当社傘下グループ会社それぞれの体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されている。

- (イ) 当社は、社則に定める J F E スチール・グループ経営に関する一定の重要事項について、当社で審議・決定したのち、社則に定めた手続等に則り、親会社の審査を受け、または親会社に報告を行う。また、当社は、当社グループ経営に関する当社傘下グループ会社の一定の重要事項について、社則に定めた手続等に則り、審議・決定し、または当社傘下のグループ会社から報告を受ける。
- (ウ) 当社は親会社のコンプライアンス委員会と連携し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。当社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
- (エ) 法令情報の収集、対応については J F E スチール・グループの法令周知部会を通じて実施する。さらに、各種事業法については当社グループとして事業部会を設置し、情報収集、対応する。
- (オ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、当社および傘下のグループ会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社傘下のグループ会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用する。
- (カ) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。
- (キ) 当社および当社傘下のグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

3. 会社法施行規則第100条3項各号に掲げるに関し、現行の当社の体制について次のとおり確認する。

- (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項およびその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置くとともに、当該使用人の人事については、監査役と協議する。当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を行う。

- (2) 監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

- (イ) 当社または当社傘下のグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況(当社および当社傘下のグループ会社に関する事項に関する重要なものを含む。)を報告する。
- (ウ) 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。監査役への報告及び企業倫理ホットラインにより通報、相談もしくは報告した者が、その通報、相談もしくは報告を理由とする解雇等不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じる。
- (4) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - (ア) 監査役は、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。
 - (イ) 取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (ウ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署等の監査結果について適宜報告をうけ、それぞれと緊密な連携を図る。

以 上